

仕 様 書

第1 業務名

2021年度広島市立大学マイクロバス運行・管理業務

第2 業務の目的

この委託業務は、公立大学法人広島市立大学が所有するマイクロバスを安全に運行するとともに、適正に点検整備等の管理を行うことを目的とする。

第3 委託業務の内容等

1 公立大学法人広島市立大学（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 甲保有のマイクロバスの運行業務
- (2) 甲保有のマイクロバスの点検整備等の管理業務
- (3) その他前各号に付帯する業務

2 主な運行内容（例示）等

(1) 主な運行内容（例示）は次のものである。なお、通学用バスとしての定時の運行は予定していない。

- ・ゼミ等の学外でのフィールドワーク、視察・研修プログラムに係る送迎
- ・地域で行うプロジェクト事業・協働事業に係る送迎
- ・高等学校等の児童・生徒との交流活動に係る送迎
- ・海外大学学生の受入れ等に伴う市内視察・送迎
- ・会社見学、企業訪問など就職関連イベント等に係る送迎
- ・被災地への災害ボランティア派遣に係る送迎（災害時）

(2) 契約期間中の運行時間数（運行業務委託の対象となる時間数）は、300時間を見込んでいる。ただし、この時間数を保証するものではない。

3 業務実施に当たっての基本的な事項

乙は、道路交通法、道路運送車両法等の運行・管理その他付帯する業務に関係する法令に従い、安全を最優先に、運行業務及び管理業務その他付帯する業務を実施するものとする。

4 労働関係法令等の遵守

乙は、本委託業務に従事する者に係る労働基準法等労働関係法令を遵守し、これらの法令上の責任を負うものとする。

第4 契約期間

契約締結の日から2022年3月31日までとする。

第5 履行期間

契約締結の日から2022年3月31日までとする。

第6 対象車両等

1 対象車両

マイクロバス1台

日野自動車リエッセII GX（29人乗り、6速オートマテックトランスミッション）
車番 広島200さ1834（白ナンバー車、2021年4月21日新規登録）

2 保管場所

保管場所は、広島市立大学キャンパス内（広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号）とする。ただし、点検整備や運行の都合上、乙が所有等する場所で保管する場合がある（この場合、保管に費用が生じても甲は負担しない。）。

第7 運行業務の実施

マイクロバスの運行業務は、次により実施するものとする。

1 予約運行

- (1) 甲は、次月の運行予定について、当月10日までに、広島市立大学マイクロバス運行予定表（別紙。以下「運行予定表」という。）により乙へ運行を指示する（例：9月の運行予定を8月10日までに指示）。ただし、2021年7月及び8月の運行予定がある場合は、契約締結後すみやかに指示する。
- (2) 乙は、運行予定表を基に、安全運転の確保に留意して、運行計画（様式は甲乙協議）を作成し、甲へ提出するものとする。
- (3) 乙は、運行計画に基づき、乙に属する運転者1名により当該運行業務を実施するものとする。
- (4) 乙は、運行計画に基づく運行業務が終了した後、運行業務日誌（運行計画と対比できるもの。）を作成するものとする。

2 随時運行

- (1) 甲は、「1 予約運行」を指示した後に生じた運行予定について、原則として、運行予定日の4日前までに、運行予定表により乙へ運行を指示する（例：7月20日が運行予定日の場合は7月16日までに）。
- (2) (1)以降のフローは「1 予約運行」の(2)から(4)までと同様とする。

3 運行予定の変更

- (1) 甲は、前1及び2により乙へ運行を指示した後、指示した運行予定を変更するときは、原則として、運行予定日の4日前までに、変更後の運行予定表を乙へ提出する。ただし、軽微な変更又は急な変更の場合は、電話等で連絡するときがある。
- (2) (1)以降のフローは「1 予約運行」の(2)から(4)までと同様とする。

4 運行の中止

甲は、前1、2及び3により乙へ運行を指示等した後、運行を中止するときは、運行予定の日々の4日前までに、乙へ中止の連絡をするものとする。

第8 管理業務の実施

1 管理業務の実施内容

乙は、マイクロバスを安全に運行できるよう、また、長期間使用できるよう、メンテナ

ンスその他の管理業務を適切に実施するものとする。

(1) 運行の都度行うもの

- ・運行前点検（日常点検。点検により必要な調整等を含む。）
- ・車内の清掃、新型コロナウイルス感染防止に必要な消毒、忘れ物等の確認

(2) 適宜行うもの

- ・給油
- ・尿素水溶液（AdBlue®）の補充（本学が20ℓ保有しており、先に使うこと。）

(3) 定期的に行うもの

- ・エンジンオイル及びオイルエレメントの交換（併せて交換すること。）
半年に一度または15,000 km走行ごと
- ・洗車及びワックスがけ（ラッピングを施しているので留意すること。）
月1回。ただし、汚れが目立つような場合は適宜行うこと。
- ・法定点検
3か月点検。なお、車検（2022年4月20日まで有効）は本契約期間内には行わない。
- ・タイヤ交換
夏用←→冬用（冬用タイヤはマイクロバス納入業者が保管している。）

(4) 甲と協議の上行うもの

- ・車両修繕
- ・部品交換（消耗品を除く。）

2 その他

- (1) 法定点検その他により運行できない日が生じる場合は、あらかじめ甲へ連絡するものとする。
- (2) 管理業務に係る運行は、運行業務に含めない。

第9 安全管理責任者及び連絡調整者

1 安全管理責任者

- (1) 乙は、乙に属する者の中から安全管理責任者1人を選任し、甲に届け出るものとする。
- (2) 安全管理責任者は、マイクロバスを安全に運行できるよう、マイクロバスの運転者が道路交通法その他の法令を遵守し、安全運転を行うよう指導監督に当たるとともに、法定点検その他マイクロバスの管理業務全般を掌握し、その指導監督に当たるものとする。

2 連絡調整者

- (1) 乙は、乙に属する者の中から連絡調整者1人を選任し、甲へ届け出るものとする。なお、安全管理責任者が連絡調整者を兼ねることができるものとする。
- (2) 連絡調整者は、運行計画の作成・提出その他業務全般に係る甲との連絡調整を行うものとする。

第10 事故等への対応

1 交通事故への対応

乙は、運行業務実施中に交通事故が発生した場合は、乗客その他の安全を最優先に、道路交通法に定める措置をとるとともに、すみやかに甲へ連絡するものとする。また、自己

の責任において誠実に対応するものとする。

2 車両の故障への対応

乙は、車両の故障等により運行に支障が生じたときは、すみやかに甲へ連絡するものとする。

3 代替手段の確保

乙は、交通事故等その責めに帰すべき事由により、運行に支障が生じた場合は、自己の責任において代替手段の確保その他必要な措置を講じるものとする。

4 損害賠償

乙は、その責めに帰すべき事由より、甲若しくはマイクロバスの乗客その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

5 任意保険等

(1) 甲は、次の任意保険に加入している。

対人損害賠償責任保険 1事故につき無制限

対物損害賠償責任保険 1事故につき無制限

人身傷害保険 58億万円（1名につき2千万円）

(2) 前1から4までにより乙が損害賠償等をする場合において、自動車損害賠償責任保険及び甲が加入する任意保険の補償の範囲を超える場合は、その超える額について乙が損害賠償等の責任を負担するものとする。

第11 報告書等の提出

乙は、次の報告書等を甲へ提出するものとする。

1 運行業務日誌

乙は、運行計画ごとに、運行した日が属する月の翌月10日までに、運行業務日誌（様式は甲乙協議）を甲へ提出し、運行業務の履行確認を受けるものとする。運行業務日誌には、運行前点検及び運転者の体調管理等の記録を含むものとする。

2 管理業務実施状況報告書

乙は、月ごとに、定期点検その他の点検整備等の管理業務の実施状況（運行前点検を除く。）を記録した管理業務実施状況報告書（様式は甲乙協議）を作成し、翌月10日までに甲へ提出し、管理業務の履行確認を受けるものとする。

3 事故等報告書

乙は、交通事故が発生した場合、又は車両の故障により運行に支障が生じた場合は、甲へ連絡した上、別途、事故等報告書（様式は甲乙協議）により甲へ報告するものとする。

第12 委託業務の実施に伴う費用の負担

1 甲が負担する費用

委託業務の実施に伴い生じる次の費用（実費）は、乙が立て替えて支払い、支払い後、甲へ請求するものとする。実費の請求については、契約締結後に指示する。

(1) 燃料費

(2) 有料道路通行料（甲が保有するETCカードを使用しない場合）

(3) 駐車場代

- (4) 尿素水溶液 (AdBlue®)
- (5) 航送料
- (6) 運転手の宿泊料 (宿泊を伴う運行業務を実施する場合。ただし、甲の職員に係る宿泊料の額 (10,900円) を限度とする。)
- (7) 法定点検に係る費用
- (8) 交換する部品代 (必要な場合。ただし、乙の責めに帰すべき事由による場合を除く。)
- (9) 車両修繕料 (必要な場合。ただし、乙の責めに帰すべき事由による場合を除く。)
- (10) タイヤ購入費 (必要な場合。ただし、乙の責めに帰すべき事由による場合を除く。)
- (11) バッテリーの購入 (交換) 費 (必要な場合。ただし、乙の責めに帰すべき事由による場合を除く。)
- (12) 自動車重量税 (必要な場合。なお、本契約期間中は発生しない。)
- (13) 自動車損害賠償責任保険料 (必要な場合。なお、本契約期間中は発生しない。)

2 乙が負担する費用

委託業務の実施に伴い生じる費用のうち、甲が負担する費用 (前1) 以外のものは乙が負担するものとする。

消耗品等について例示すると、次のものは乙の負担とする。

- ・エンジンオイル
- ・オイルエレメント
- ・洗車・ワックスがけに係る費用

第13 委託料の支払い

1 運行業務に係る委託料

(1) 委託料の額の算出

- ① 運行時間 (現地での待機時間を含む。) に2時間を加えた時間に、時間単価委託料を乗じて得た額とする。(運行前点検等及び運行後の確認等の業務を確実にを行ったことを条件とする。)
- ② 運行時間は、出発地を出発した時間及び目的地へ到着した時間を基本として計算する。

運行時間に端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上を切り上げるものとする。

運行時間が3時間未満の場合は、3時間とする。

- 例1 8:00 大学出発～ (待機) ～17:00 大学帰着 (目的地)
委託料対象時間数 = 運行時間 9 時間 + 2 時間 = 11 時間
- 例2 8:00 大学出発～9:00 目的地着 (※片道のみ)
委託料対象時間数 = 運行時間 3 時間 + 2 時間 = 5 時間
- 例3 8:00 大学出発～17:00 宿泊先着 (宿泊)
翌日 8:00 宿泊先出発～17:00 大学帰着 (目的地)
委託料対象時間数 = 運行時間 18 時間 + 2 時間 = 20 時間

(2) 運行予定の中止の場合の取扱い

- ① 甲の都合により、運行予定日の3日前から運行予定に係る配車日時の24時間前までに、乙に対し中止の連絡をした場合は、運行計画により前(1)で計算される委託料の額の30%に相当する額（1円未満切り捨て）を支払うものとする。
- ② 甲の都合により、運行予定に係る配車日時の24時間前以降に、乙に対し中止の連絡をしたときは、運行計画により前(1)で計算される委託料の額の50%に相当する額（1円未満切り捨て）を支払うものとする。
- ③ 前①及び②の条項は、天変その他やむを得ない事由による中止の場合は適用しない。また、甲が、運行予定の日の4日前までに乙へ中止の連絡した場合（前第7の4）においては、中止に伴う費用が生じても、甲はこれを負担しない。

(3) 運行業務委託料の支払い

甲は、運行業務日誌（前第11の1）、及び前(2)により中止した運行計画に基づき、運行業務に係る委託料を支払う。支払いは、月ごとの運行業務等の実績に応じ、確認の上、乙から請求があった日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 管理業務に係る委託料

甲は、管理業務実施状況報告書（前第11の2）を確認の上、契約期間における管理業務に係る委託料の総額について、2021年7月から2022年3月までの9か月間で均等に割った額を乙から請求があった日から起算して30日以内に支払う。月ごとの支払い額に1円未満の端数が生じる場合は、2022年3月の支払い分に加えるものとする。

第14 その他

- 1 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託契約が終了した後も同様とする。
- 2 この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、甲・乙が信義則に則り協議して定めるものとする。